

病後児等保育



もう治りがけなんだけど・・・ 保育園には行けないし・・・
でも、仕事も休めない・・・ どうしよう・・・
そんな時のための保育サービスを開始！



病後児保育はお子さんが病気回復期にあたる集団保育が困難な期間、一時的に
そのお子さんをお預かりする保育サービスです。

お子さんを鷹栖保育園内の専用室においてお預かりし、保育します。

お預かりできるお子さんは？

- 鷹栖保育園及び北野保育園に通所中の児童。(広域保育の児童を含む)
- 町内に住所を有する満1歳以上から小学校就学前までの児童。



対象になる病気は？

以下の病気の回復期間にお預かりできます。

まだ治療の必要な児童は対象になりません。

- ・感冒(かぜ)、下痢等の児童が日常罹患する疾病
- ・学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染病疾患
例えば・・・インフルエンザ, 百日咳, 水痘(みずぼうそう), アデノウイルス感染症
風疹, ロタウイルス, ノロウイルス, 突発性発疹, マイコプラズマ肺炎
溶連菌感染症 など **【麻疹(はしか)は対象外】**
- ・喘息等の慢性疾患
- ・骨折、やけど等の外傷性疾患
- ・その他児童の主治医が病後児保育の利用が可能であると判断した病気



利用定員は？

1日の定員：最大3名

利用当日に用意するものは？

保育時間・休日？

保育時間：午前8時から午後6時まで
休 日：日曜日、祝祭日
12月30日から1月4日の間

- ・保険証(写し) ・着替えの服
- ・下着(2~3枚) ・布団
- ・バスタオル ・毛布 ・はし
- ・おしぼり、タオル(2枚程度)
- ・ビニール袋, ポリ袋 など
- ※給食を利用しないとき
・お弁当 ・おやつ



【申込時に、保健師にご確認ください】

病後児等保育利用料及び給食費は？

区分	対象児童	利用料(月額)	給食費
病後児型保育サービス	保育園に通所しているもの	1,500円	免除
	保育園に通所していない児童で、町内に住所を有するもの	(利用時間が4時間未満の場合は、750円)	給食を利用する場合は300円を利用料に追加

※病後児等保育を受ける児童の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護世帯であるときは10割の減免を受けられます。

☆登録からご利用まで



お子さんが病気に



回復期になったら



☆ 登録から利用まで
『登録票』『申込書』に必要事項を記入をして「健康福祉課」に提出してください。
(登録の有効期間は単年度(4月1日～翌年3月31日まで)となります。)



『病後児保育事業利用連絡書』
の発行を病院にご依頼ください



☆ 利用前日の午前中まで
『連絡書』を「健康福祉課」に提出ください。



☆ 利用当日
お弁当、緊急連絡先など必要なものを用意し、お子さんを担当の保育士、保健師
に預けてください。
※注意)37度5分以上の熱がある場合や緊急時に連絡が取れない場合は預かれません。



☆ お支払い
各月の利用料等を町が発行する『病後児等保育利用料等納入通知書』をお送りします
ので、その指定する期日までに納入願います。

☆ その他

- 給食のアレルギー除去食については、対応できません。
- この事業は保護者に代わってお子さんを看るものです。事前に必ず医師の診断を受けてください。診断を受けていない場合は利用できません。
- 利用中、お子さんに病状の変化があった場合に、保護者等に連絡を取りますので、必ず緊急連絡先を明示してください。
- 利用時間を厳守してください。(利用時間を過ぎた場合は別途料金がかかります。)
- 病後児保育事業申込後の利用に変更や取り消しがある場合には、遅くとも変更する日の前日の午前中までに連絡をお願いします。

【問合せ・申込先】

※月曜日から金曜日(8:30～17:15)

・鷹栖町 健康福祉課

(サンホールはびねす内)

TEL 87-2112(内線502)

※土曜日(9:00～16:00)

・鷹栖保育園 TEL 87-2267

(つながりにくい場合もあります。ご了承ください。)

・鷹栖町役場 TEL 87-2111